

2022年6月28日

吸収分割に関する事前開示事項（変更）

東京都港区港南一丁目6番41号

FDK株式会社

代表取締役社長 長野 良



FDK株式会社（以下「当社」といいます。）は、2022年5月16日に、FDK販売株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、2022年7月1日を効力発生日として、当社のコイルデバイス製品及びフェライトコア製品の仕入販売事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結し、2022年5月19日付けで会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示書面を備置しておりますが、2022年6月28日付けで本件分割の効力発生日の変更に係る吸収分割契約に関する変更覚書を締結したことに伴ない、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号の規定に基づき、以下のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

以下の事項を追加いたします。

「当社は、本件分割の効力発生日を変更するため、2022年6月28日付けで、承継会社との間で本件分割の効力発生日の変更に係る吸収分割契約に関する変更覚書を締結いたしました。内容は別紙のとおりです。

以上

吸収分割契約に関する変更覚書

FDK 株式会社（以下「甲」という。）及び FDK 販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した 2022 年 5 月 16 日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり、原契約に係る変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意味を有する。

第 1 条（効力発生日の変更）

原契約第 4 条（効力発生日）を次のとおり変更する。

（変更前）

本吸収分割の効力発生日は、2022 年 7 月 1 日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の間で協議し合意の上これを変更することができる。

（変更後）

本吸収分割の効力発生日は、2022 年 11 月 1 日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の間で協議し合意の上これを変更することができる。

第 2 条（その他の事項）

本覚書に定めのない事項は、原契約の規定に従うものとする。

2022 年 6 月 28 日

甲：FDK 株式会社

東京都港区港南一丁目 6 番 41 号

代表取締役社長 長野 良



乙：FDK 販売株式会社

東京都港区港南一丁目 6 番 41 号

代表取締役社長 秋山 竜一郎

